

公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
(Japan Institute of Logistics Systems 。略称「JILS 」)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを
変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、経済活動において、物資流通の円滑化を実現するため、調達、生産、販売、
回収を同期化するとともに、輸送、保管、包装、荷役、流通加工、情報等を総合的にマネジメント
する機能(以下「ロジスティクス」という。)に関する調査及び研究、企画の立案及び推進、人材の
育成及び指導等を行うことにより、ロジスティクスの生産性を高めるとともに外部不経済の克服
等社会との調和を図り、もって我が国産業の発展と国民生活の向上及び国際社会への貢献に寄与
することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ロジスティクスに関する調査及び研究
- 二 ロジスティクスの高度化に寄与する表彰及びキャンペーン
- 三 ロジスティクスに関する人材の育成及び資格認定
- 四 ロジスティクスに関する検査検定
- 五 ロジスティクスに関する普及啓発
- 六 ロジスティクスに関する情報の収集及び提供
- 七 ロジスティクスに関する内外関係機関等との交流及び協力
- 八 ロジスティクスに関する公正な活動の推進
- 九 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して、次条の規定により入会した法人、団体又は個人とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

3 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

4 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他この法人の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- 二 請求後3箇月以内に会費を納入しないとき。
- 三 成年被後見人又は被保佐人として登記されたとき。

- 四 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 五 その他法令の定めによるとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額並びに理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- 五 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 六 定款の変更
- 七 事業の全部又は一部の譲渡
- 八 解散及び残余財産の帰属の決定
- 九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 この法人は、総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき各1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第14条第1項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面は、主たる事務所に10年間、第17条第4項に規定する委任状及び第17条第5項に規定する議決権行使書は、主たる事務所に3箇月間備え置かなければならない。

第5章 役員、顧問及び参与

(役員 の 設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事10名以上25名以内
 - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。会長、副会長及び専務理事以外の理事のうち2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とする。
- 4 代表理事でない理事のうち、2名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とすることができる。

(役員 の 選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長はこの法人を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会において予め定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 の 任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、総会の決議により別に定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

- 第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第28条 この法人に、顧問5人以内及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に応える。
- 5 顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、副会長が理事会の議長となる。

(決議及び報告の省略)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第22条第7項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間及び従たる事務所にその写しを3年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款を主たる事務所及び従たる事務所に、並びに会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定

に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第44条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第5項の公告に代えて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第128条第3項の規定によって、インターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局その他

(委員会)

第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人に事務局を置き、法令で別段の定めがある場合を除き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第 21 条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は三村明夫、副会長は岡部正彦、鈴木敏文、西澤脩、専務理事は徳田雅人、常務理事は石井徹郎とする。

附則（平成 27 年 6 月 22 日変更）

- 1 この定款の変更は、平成 27 年 6 月 22 日から施行する。

附則（平成 30 年 6 月 29 日変更）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附則（令和 6 年 6 月 26 日変更）

- 1 この定款の変更は、令和 6 年 6 月 26 日から施行する。